

第4検討部会 会議録

会議の名称	第8回 第4検討部会
開催日時	平成19年11月14日(水)18時40分から21時15分
開催場所	川口市職員会館 講座室A
出席者	(部会長)三宅副委員長 (副部会長)堀和委員、吉澤委員 (委員)碓委員、大崎委員、小島委員、團野委員、光田委員
会議内容	・市政全般のあり方について ・第1回運営調整部会の開催結果について
会議資料	・今後の部会の検討スケジュール案
発言内容	<p>市政全般のあり方について</p> <p>第3次川口市総合計画改訂基本計画について(総合政策課永井係長から以下の説明を受けた。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画の位置付けについて、昭和44年の地方自治法改正により、その第2条第5項において「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」とされた。 ・ 本市における総合計画の経緯としては、国が策定した国土開発計画に基づき、昭和41年に川口市総合開発基本計画が策定された。その後、昭和50年には本市初の総合計画として第1次川口市総合計画が策定され、体系化が図られたところである。昭和61年には第2次川口市総合計画が、平成4年には第2次川口市総合計画改訂版が策定され、市域を4つに分けた地域別計画が盛り込まれた。平成12年には第3次川口市総合計画が策定され、平成19年度からは、そのうち基本計画部分を改訂した改訂基本計画がスタートしたところである。 ・ 第3次川口市総合計画のうち基本構想については次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> 【計画期間】平成12年～平成22年 【基本理念】 <ol style="list-style-type: none"> 1 人間性の尊重 2 環境との共生

3 市民との協働

4 地域性の尊重

【将来都市像】

緑 うるおい 人 生き生き 新産業文化都市 川口

【都市づくりの基本目標】

- ・地域固有の文化を身近に感じ、現代都市文化を生み出す都市
- ・新しい時代に成長できる 21 世紀の地場産業が栄える都市
- ・長寿社会にふさわしい暮らしのできる都市
- ・安全、快適な、環境と調和した都市
- ・市民とともに成長する手づくりの都市

【将来人口】平成 22 年に概ね 50 万人

【土地利用構想】

- ・拠点の形成
- ・産業と住宅の混在した市街地における土地利用の再編成
- ・緑と調和した住宅地の形成
- ・水と緑の空間形成とネットワーク化

【施策の大綱】

- 1 健やかな川口をつくる
- 2 彩り豊かな川口をつくる
- 3 にぎわいある川口をつくる
- 4 やすらぎのある川口をつくる
- 5 発展性ある川口をつくる
- 6 であいのある川口をつくる

この「施策の大綱」の 6 つのテーマがそのまま基本計画に引き継がれ、具体的な内容を表している。

- ・平成 18 年度には、社会経済情勢の変化などを勘案し、基本計画部分を改訂した。改訂の基本方針としては、「市民にわかりやすい計画」「評価と財源と連動した計画」「成果がわかる計画」であった。

この計画は、施策の大綱に連動した 6 つの行政分野で構成しているところは旧計画から引き継いでいるが、目標（大柱）、政策（中柱）、施策（小柱）の構成などの見直しを行い、さらに施策（小柱）には担当課名を明記した。

また、成果がわかるように目標指標を設けたのも改訂基本計画の特徴である。

さらに、基本計画を実現するための計画として実施計画を策定しているが、計画の対象となる事業等の範囲の見直しを行い、計画と予

算と評価が連動するように図ったところである。

- ・ マニフェストについては、総合計画の中に全て位置付けられており、本市において特に重要な課題であることから、広報紙やホームページで個々の事業の進捗状況を公開している。
- ・ そして、第3次川口市総合計画の計画期間は、平成22年までとなっていることから、現在第4次川口市総合計画の策定に向けた作業を行っている。

(質疑応答)

- ・ 第1次から第3次改訂に至る総合計画の連続性とそれぞれの特徴を教えてください。

前の計画で達成できなかったところや達成できたところをさらに伸ばしていくといった点において、それぞれの計画が全く独立したものとすると、事業等の引継ぎが困難となるため、計画の連続性は必要である。

さらに連続性については、総合計画の内容が市民生活に密着していることも理由として挙げられるだろう。市民生活と関わる以上、策定の都度、計画の内容が急激に変化することで、市民に戸惑いや市民生活に影響を与えることは避けるべきである。

例えば、産業については、計画の中で「章」になっていることから、大きなウェイトを占めていると考えられる。特に第1次から第3次改訂までの計画では、将来都市像で「産業都市」が示されており、引き継がれてきている。

- ・ 総合計画は、市や市議会あるいは条例に対して、どの程度の拘束力をもつのか。

基本構想は地方自治法で策定しなければならないと定められており、これを実現するために基本計画や実施計画を定めていることから、市や市議会にとって極めて重要な計画といえる。

そのため、計画を逸脱した施策の展開は許されないと考えられ、各セクションの職員も同様の認識で施策を展開していると考えている。従って、この計画に基づいて様々な事業が展開され、必要に応じて条例も制定されている。

- ・ 総合計画を策定する際、法令がどの程度意識されているのか。
新しい法律によって市が行わなければならない施策は、総合計画（具体

的には実施計画)の中で施策を講じるようにしている。
例えば、第1章で障害者自立支援法が施行されたことを受けて、総合計画のうち基本計画に反映させたことなどである。

- ・総合計画は、市民に実際どのくらい浸透しているのか。
実はこの計画はできたばかりであり、できる限りPRしているつもりであるが、概要版を全戸配布するところまではできていない。
浸透というより市民満足度を計ることとして、前回の改訂時に行ったが、次回の計画策定時においても、川口市の施策に対する市民意識調査をやるうと考えている。この市民意識調査は、総合計画の体系ごとに施策展開の重要度などを聞くものである。
- ・総合計画策定時の専門部会の構成は、総務、民生文教、経済産業、建設の4つに部会に分かれているが、これらの部会はどのように計画と関係しているのか。
各専門部会は、担当する分野に関する計画素案を機能的に作成するために設置している。
なお、専門部会は、議会の常任委員会と同じ分け方をしている。
- ・基本理念は、第1次からずっと引き継がれているものなのか。
全てが引き継がれているものではない。第1次では基本理念という概念がなく、第2次で「やすらぎとうるおいの尊重」、「新しいまちづくりの展開」、「充実したコミュニティの形成」、「市民の自覚と努力の尊重」の4つを掲げていた。
第2次における「新しいまちづくりの展開」は、当時の計画ではハード系プロジェクトが重視されていたことの現れだろう。一方で「やすらぎとうるおいの尊重」は環境への配慮、「充実したコミュニティの形成」は多様化する市民への配慮、「市民の自覚と努力の尊重」は現在で言う市民との協働につながるものであるだろう。このように基本理念にも連続性を確認することができる。
- ・現行の総合計画には、市民の目から見て評価できる点がいくつかあるように思う。例えば、現状把握が的確になされている点、施策が行政の課単位に割りふられている点、実施計画に結びついている点、そして統計資料が充実している点である。
- ・しかしながら、総合計画とマニフェストの関係については、2つ気にな

る点がある。1つ目は、マニフェストの進行状況はマスコミ報道や「広報かわぐち」を通じて市民が知っているが、総合計画の内容はマニフェストほど知られていないように思われる点である。もう1つは、マニフェストを掲げた市長がかかった場合、どのように総合計画を対応させていくのかである。

ご指摘のように、総合計画の市民への周知にはいっそうの努力が必要であると思われる。

マニフェストと総合計画との対応については、総合計画が総花的であるという批判もあるが、逆にこのことがマニフェストで掲げられた施策のほとんどをカバーしているということになっている。基本的には、マニフェストは総合計画に反映させ、どちらからでも市民が市の施策に触れることはできるものと考えている。

一方で、もし既存の総合計画でカバーできないマニフェストを掲げた候補が市長となった場合は、計画を改訂するしかないと思われる。ある市では、マニフェストの期間(任期)と計画期間をあわせることによって、マニフェストを機動的に反映させようとしている。しかし、この方式には、計画期間が短すぎるのではないか、あるいは市長が任期途中でやめたらどうなるのかといった課題が考えられる。

- ・「広報かわぐち」は町会単位で配布されるなど、町会が市政に果たす役割は大きいと思う。しかしながら、現在の計画には町会についての記述がない点を残念に思っている。例えば、町会への加入率などを目標として盛り込むことはできないのか。

町会は任意の組織であるため、市が町会への加入を市民に強制することはできないことから、町会加入率自体を目標として掲げることはなかなか難しい。

ただし、「地域活動への参加者の割合」という形で目標をおいているように、計画の中でも町会などの地域活動は大変重視している。

- ・計画では、風俗産業が集中する地域の話や、合併問題について生々しく書かれていないのはなぜか。

風俗産業については、該当する記述はあるが、ご指摘のように記述の内容は抑え気味である。

この計画は川口市域に関するものであるため、合併については記載していない。合併には相手がいることであり、色々な立場の人たちがいる中で、なかなか書きにくい点もあると思っている。

- ・実施計画に該当する予算はいくらか。
 現在は、実施計画のうち経常経費分を除くと単年度で 40 億円程度である。
- ・実施計画の調書の提出は、各課が施策内容をオーソライズされることに注力しがちではないか。施策形成のプロセスにおいて、市民の視点がどこで反映されるのか。
 行政評価の中で事務事業評価を行っており、事後ではあるが「事業の必要性」「なぜ必要なのか」といった評価項目が入った調書を各課が作成している。なお、これらは今後ホームページ等を通じて広く公開される予定である。
 しかしながら、一番重要なのはどれだけやった（アウトプット）ということではなく、市民の満足度（アウトカム）であると思っている。こうしたことから、市民意識調査などの必要性も認識しており、施策単位で市民の意向を把握していくなど、市民の視点を反映させることについては、いっそう努力をしていく必要があると思っている。
- ・市の施策がハード系からソフト系に傾いていくことについて懸念を感じる。住みよいまちにするためには、緑を増やす、安全な道路をつくるなどのハード面の施策も今後必要とされるのではないか。
 ご指摘の通りである。市では、市民の安全・安心を最重要課題として考えており、そのために必要なハード系の施策、具体的には学校の耐震改修や橋の改修などについては優先的に予算をつけている。
- ・ハード系に注力しにくいのは、財政制約のためか。
 厳しい財政状況であることは否定できない。さらに将来の維持管理費を考えるとハード系の整備をどんどん行っていくという訳にはいかないと考えている。
- ・自分としては、川口はこれ以上経済発展するべきではないと思っている。できれば、自治基本条例で経済発展を止めて、川口を環境を最重視するまちにしたいと思う。これは私の思いであるが、もしもこうした考えが市民の総意となれば、環境最重視の計画になるのか。
 市民の総意であるならば環境を最重要とする計画にすることはできる。しかしながら、様々な立場の市民がいることを考えると、総合計画には、

市がバランスよく発展していくことを念頭に置いた規範性が求められていると考えている。

- ・住民に分かりやすい計画ということを考えると、他市と比べた市民1人あたりの行政コストの提示や市民を市の施策のアセッサー（評価者）として取り入れるなどの取り組みも考えるべきではないのか。

ご指摘はごもっともである。

コスト面だけで施策（事業）をやめることは難しい。評価の方法については、今後の検討課題であると思っている。

- ・マンション住民など、行政が把握しきれない人が増えているのが現実であるが、どう対応するつもりか。

現在、川口市民のうち、マンションに居住している住民も多く、こうしたいわゆる新住民は全体の3割にも上ると言われている。そのため、マンション住民の方々への対応は大変重要なテーマだと思っており、次期の総合計画でも1つのポイントとなるだろう。

- ・既存産業の課題と今後の展開、新産業育成と展開などの部分は、記述があいまいで分かりにくいように思われる。

ご指摘のとおり、分野によって記述内容の具体性に差があるのは十分承知しており、次期総合計画では、より分かりやすい計画となるようにしていきたい。

- ・地域別計画において、市を9地区に分けているメリットとデメリットをどう捉えているか。例えば、ある地区に何かの施設があると、他の地区でも欲しいという要望がでてしまうといったデメリットがあるのではないか。

ご指摘のようなデメリットはあるかもしれない。ただ、地域の実情に合わせた施策展開ができるといったメリットもあると考えている。

- ・第5章に面整備に関する記述があるが、検討段階で合併に関する議論は行われたのか。

策定当時は、審議会でも合併に係る議論はなされず、面的整備についても、あくまで川口市内にとどまる議論であった。

- ・第3次総合計画の策定の際に、どのように市民意見を把握したのか。

第3次を策定したときは、まちかど懇談会での意見聴取、FAX提案の募集、産業界・高齢者・外国籍など様々な市民の代表の方々からの意見聴取などを行った。

また、基本計画を改訂したときは、市民意識調査で施策展開に関する満足度を広く聞いたほか、産業界の方々などからの意見聴取、パブリックコメントなどを行っている。

・総合計画では、市がやっている定常的な仕事が全て表されているのか。市の定常的な仕事は、総合計画の記載内容で基本的にはカバーできるが、国から実施を要請されている戸籍などの業務は掲載されていない。総合計画では市が重要視しているものを幅広く載せている。従って、全てを把握しようとするならば、組織図とその所管事務を確認しなければならない。

・総合計画では連続性があるとの見解が示されたが、自治基本条例との関係性はどうか。

自治基本条例をまちづくりのルールとして位置付けるならば、総合計画はルールに基づいて進められるまちづくりのプランとなる。従って、自治基本条例は総合計画を拘束するものと考えられる。

・総合計画と自治基本条例の上下関係はどのようになるのか。総合計画は、自治基本条例の内容に反しない計画であるべきことから、自治基本条例のほうが総合計画よりも上位に位置付くと思われる。しかしながら、互いにどういう関係にあるのかを整理する必要があるだろう。

第1回運営調整部会の開催結果について

【部会長および各副部会長から第1回調整部会の報告】

・調整部会から、調整部会のあり方、副部会長の選定方法、調整部会での検討テーマについて、各部会で検討してほしいとの依頼があった。

・我々の部会では、まず12月5日までに書面で意見を出していただくこととし、取りまとめた後に検討することとしたい。

一同、異議なし

今後の部会の検討スケジュール案

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月末の報告書の提出まで月2回のペースで会議を開催すると、残り10回程度となる。この限られた回数の中、効果的・効率的に検討を進めていくため、スケジュール案を作成した。(部会長、副部会長、事務局) ・ このスケジュール案では、市民参加、環境、防災などの分野で自治基本条例がどのように活用できるかについて議論をするパートと、市民にとって分かりやすい条例のあり方について議論するパートの2つに分かれている。 ・ 調整部会から検討テーマが提示されることなどを考えると、まだ我々の検討内容には不確定な部分が多いため、とりあえずこの案をもとに検討を進めていきたい。 <p style="margin-left: 2em;">一同、異議なし</p> <p style="margin-left: 2em;">次回部会のテーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回は、市民参加をテーマとする。 ・ これ以降、このテーマについてやりたいというものがあれば、次回の部会で委員から提案を求める。
次回以降日程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回は12月12日18:30~ ・ 次々回は12月26日18:30~